

複式簿記の程度に係る検討

○「中間とりまとめ」における記述

5. 今後の実務上の課題と対応の方向性（（2）複式簿記の導入）

- ・地方公会計においては、検証可能性を高め、より正確な財務書類の作成を可能とするため、複式簿記の導入が必要不可欠である。
- ・複式簿記を導入することの意義としては、①帳簿体系を維持し、貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与することや、②取引ごとに仕訳を行うことで、事業別・施設別等より細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となることが挙げられる。
- ・また、現状では、多くの地方公共団体が決算統計活用型の総務省方式改訂モデルの導入に留まっており、固定資産台帳の整備と同様に、いつまでにどの程度（日々仕訳、期末一括変換等）のものを導入していくかについては、地方公共団体の規模の違いやクラウド等の財務会計システムの課題等を踏まえて、引き続き実務的な検討を進めていく必要がある。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
<p>【改訂モデル】</p> <p>332.複式簿記の考え方の導入は、帳簿の複式記入等の企業会計の仕組みの理解促進や企業会計手法を活用した財務書類のより早期の作成・開示には、有効な手段の一つであると考えられる。しかし、その導入にあたっては、会計基準等の詳細な整備や複式簿記システム導入等のシステム対応が必要となる。</p> <p>333.そこで、複式簿記の考え方を段階的に導入することにより、職員の複式簿記についての考え方の理解、それぞれの財務書類の意義についての理解が深まるものと考えられる。</p> <p>334.総務省方式は、決算統計や補足資料を基に貸借対照表や行政コスト計算書の各項目を埋めていく方式であるため、複式簿記の考え方を意識せずに作成することができるものとなっている。しかし、個々の歳入歳出内容が、フローとストックの両面から財政状態にどのような影響を与えるのかを把握するとともに、作成された財務書類で表される内容を理解するためには、複式簿記の考え方を理解しておくことが非常に有効であ</p>	<p>【総論】</p> <p>1. 地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル（以下「基準モデル」という。）は、民間企業会計の考え方と会計実務を基に、資産、税収や移転収支など地方公共団体の特殊性を加味し、資産負債管理や予算編成への活用等、公会計に期待される機能を果たすことを目的としている。財務書類の作成に当たっては、開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、現金取引情報に止まらず、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により発生の都度又は期末に一括して複式記帳して作成することを前提としたものである。したがって、財務書類作成の基礎となりうる固定資産台帳の整備や、個々の取引情報を発生主義により複式記帳することが必要となる。そこで、そのような事務処理の負荷の軽減を図るため、固定資産の評価方法や標準的な仕訳パターンをあわせて提案している。</p> <p>2. 一方、地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル（以下「総務省方式改訂モデル」という。）もその目指す方向性は同様であるが、各団体のこれまでの取組や作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを認めている。その結果、開始貸借対照表の整備が比較的容易であり、また、公有財産の整備財源情報などの情報開示が可能となるなどの特徴があるが、一方で公有財産等の貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題もある。なお、資産の有効活用等の目的達成のため、売却可能資産から優先して固定資産台帳を整備するとともに、未収金・貸付金の評価情報の充実をあらかじめ意図したモデルであることに留意する必要がある。また、土地をはじめとして、基準モデルにおける公正価値評価との間に重要な差が生じることが想定されるため、早急に固定資産台帳</p>

<p>る。</p> <p>335.そこで、総務省方式改訂モデルに基づく実務指針の作成にあたっては、可能な限り複式簿記の仕訳の例を明示することが望まれる。たとえば、次のような仕訳が想定される。</p> <p>336.<例>公共資産（道路）100 を整備した。財源は、国庫支出金 30、地方債 30、一般財源 40 であった。</p> <p><仕訳></p> <p>（借方）歳計現金 30（貸方）公共資産形成等国庫支出金 30</p> <p>（借方）歳計現金 30（貸方）地方債 30</p> <p>（借方）公共資産（生活インフラ）100（貸方）歳計現金 100</p> <p>337.歳入歳出の款項目節の財務会計システムへのデータは、一括変換プログラムを用いることにより、相当程度の確度で適切な仕訳データを生成することができる。第 334 段落から第 336 段落では、仕訳を手作業で行うことも可能であるが、一括変換プログラムを行うことにより、その事務負担を軽減することが可能となる。</p> <p>338.歳入歳出の款項目節の財務会計システムに複式簿記変換プログラムを組み込むことにより、財務会計システムに歳入歳出データを入力すると同時にしくは一定期間まとめて、相当程度の確度で適切な仕訳データを生成することができる。この方法により、財務会計システム入力時に仕訳を認識することが出来るとともに、月次や半期など、年度途中においても適時に財務書類を作成することが可能となる。また、今後、人件費を含む歳入歳出データや公有財産データが、部局別や事務事業別に詳細に把握する仕組みが導入された場合には、多大な事務負担なく、適時に部局別や事務事業別のコスト計算が可能となり、行政評価に有用な情報を提供することが可能となる。</p>	<p>を整備し、基準モデルと同様の評価を行うことが望ましい。</p> <p>【基準モデル】</p> <p>29(1). 会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、普通会計の歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅的かつ誘導的に記録・表示すること。</p> <p>54. 基準モデルの導入に向けた過渡的な方法として、表計算ソフトを利用して普通会計（一般会計及び公営事業会計以外の特別会計）の決算情報を組替えることにより、簡便に財務書類 4 表を作成することも可能である。かかる簡便作成法（決算組替法）の概要については、《補論 2 基準モデル財務書類 4 表の簡便作成法の概要》を参照されたい。</p> <p>55. 特に、総務事務次官通知において、遅くとも 5 年後まで（平成 22 年度決算から）の財務書類作成が求められている「取り組みが進んでいない団体、町村、人口 3 万人未満の都市」7 については、本格的に基準モデルを導入する以前の試行段階で当該簡便作成法（決算組替法）を活用することも考えられる。この場合、当初から基準モデルに基づく勘定科目等を用いることから、その後の本格的な複式処理の導入に際しても、スムーズに移行ができるという利点もある。</p> <p>56. しかし、当該簡便作成法（決算組替法）による財務書類 4 表は、あくまでも本格的に基準モデルを導入する以前の試行段階で活用すべき、暫定的な方法であることに留意しなければならない。</p> <p>63. 仕訳帳は、財務書類を作成する上での最小基本単位である。仕訳帳は、日々の取引を発生順に記録した仕訳伝票の綴りまたはこれを転記した帳簿であり、1 件ごとに借方・貸方の仕訳が付される。なお、本作成要領においては、期末に一括して仕訳を生成する処理方法を採用することも認めている。</p> <p>89. 普通会計の歳入歳出データから複式仕訳を作成する方法としては、日常的な予算執行と同時に仕訳を行う方法と、期末に確定した歳入歳出データを一括して取得し、複式化する方法とが考えられる。両者ともに原理は同一であるが、日常的に仕訳を作成するためには、そのような機能を有する財務会計システムが整備されていなければならない。かかる財務会計システムが整備されるまでの期間を考慮し、本作成要領では、以下、現行の財務会計システムから歳入歳出データを取得し、これを一括して複式仕訳に変換する方法を例として記述する。</p> <p>90. 財務会計システムから歳入歳出データを一括して取得する場合、正確性を保証するため、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>(1) 受領するデータは、予算科目別の個別伝票データとし、これら伝票データの集計額は予算科目ごとに、確定・承認された歳入歳出決算額と合致していなければならない。</p> <p>(2) データは、当期中に現金出納されたものに限り、期中の過程における支出決定または調定データは含めない。但し、①期末において未収計上したものの ②不納欠損決定したもの ③未払計上したものは含める。</p> <p>(3) データは、【図 8 歳入歳出データの区分】に示す区分に従い、厳密に区分されていないなければならない。このことについて、《別表 A5-4 資産負債整理簿》のうち、①資金明細表、②未収・未払・不納欠損残高整理表によって確認する。</p> <p>(4) 現金出納分については、期中の歳入合計と歳出合計の差額が、出納整理期間満了日における実際の現金残高（歳入歳出外現金を除く）と完全に合致していなければならない。</p> <p>91. 財務会計システムから受領した歳入・歳出データ（単式データ）に対し、予算科目単位に、借方・貸方の勘定科目を効率的に付与するため、資金仕訳変換表を作成する。</p> <p>92. 標準的な資金仕訳変換表の例については、《別表 A6 資金仕訳変換表》を参照されたい。これは、実務研究会がモデル自治体において行った試行結</p>
--	--

	<p>果や、国・地方公共団体における複式簿記・発生主義会計にかかる現時点までの検討・経験を踏まえて整備されたものであり、今後の実施過程及び研究によって追加・変更されることがあり得る。なお、《別表 A6 資金仕訳変換表》の対象範囲は、未収・未払・不納欠損にかかるデータを除外した現金取引に限定している（相手勘定はCF科目に限られる）。それ以外の非資金取引等に関する非資金仕訳については、下記「2. 5 非資金仕訳」を参照されたい。</p> <p>93. 予算科目体系は、基本的に全地方公共団体に共通とはいえ、若干の相異があるため、各地方公共団体は、それぞれの予算科目体系に応じて、《別表 A6 資金仕訳変換表》を見本として、各地方公共団体固有の資金仕訳変換表を作成する。また、翌年度以降、予算科目や勘定科目が変更されたときは、本資金仕訳変換表を改訂する必要がある。</p> <p>94. 各地方公共団体の予算科目は相当数にのぼるが、そのほとんどについては予算科目の階層（歳出にあっては節）に着目することによって仕訳を一義的に特定することができる。</p> <p>95. 他方、予算科目のみでは仕訳を特定できず、複数の仕訳候補が存在する場合がある。そうした予算科目数は決して多くはないものの、特に、現行の地方公共団体の予算科目体系では資産・負債の勘定科目を直接特定できない等の問題が生ずる。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公有財産購入費」のように、予算科目だけでは勘定科目（土地か、建物か等）が特定できず、明細データを参照して勘定科目を特定することを要する。 ・「資産の売却」においては、売却資産の勘定科目を特定したうえ、売却損益の仕訳を要する。また、貸付金元利償還では、貸付金が短期か長期かを特定したうえ、元金と利息を分割して仕訳を行う必要がある。 ・「工事請負費」においては、資産形成と維持補修が混在しており、その内訳を見て分割して仕訳する必要がある。 ・一つの歳出科目内に、複数の費用科目が混在するケースもあり得る。 <p>96. また、複数の勘定科目を伴う仕訳のうち、取引時には勘定科目または金額が特定できず、後にこれらが特定した段階で修正仕訳を行うケース（退職手当・期末手当等の支払の引当金による充当、資産売却損益、貸付金償還の元利混在の振替等）もあり得る。</p> <p>97. 《別表 A6 資金仕訳変換表》においては、上記のように一義的に仕訳を特定できない予算科目については、あらかじめ複数の仕訳例を用意し、また、前段落の修正仕訳が想定される場合にはそのことを示して、仕訳作業を効率化することとしている。</p> <p>98. 【図 1 0 歳入歳出データの複式帳簿への変換】において、歳入歳出データから、資金仕訳変換表を参照しつつ仕訳帳を作成し、これから、総勘定元帳及び合計残高試算表を作成する作業手順を示す。</p> <p>99. 主要な作業手順は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歳入歳出データを、①現金取引データと、②未収・未払・不納欠損にかかるデータとに分ける。③繰越金は仕訳の対象とならない。 (2) ①のデータのうち、一義的に仕訳が特定できる予算科目に属するデータに対しては、資金仕訳変換表に従い仕訳帳を自動的に生成する。仕訳帳データは、伝票データごとに作成することを原則とするが、予算科目別集計データのレベルで仕訳帳とすることも妨げない。 (3) ①のデータのうち、資産・負債に関連する予算科目に属するデータについては、明細データを検討し、資金仕訳変換表から仕訳候補を選択して個別に仕訳帳を生成する。この仕訳帳も、伝票データごとに作成することを原則とするが、同一仕訳となる明細データを予算科目別にグループ化して集計し、この集計データを用いて仕訳帳とすることも妨げない。但し、この場合、元の伝票データとグループ化したデータとについて、完全に整合性を有することが検証可能でなければならない。 (4) ②の未収・未払・不納欠損にかかるデータについては、後述の非資金仕訳として処理することとし、この段階では処理をしない。
--	---

	<p>(5) 作成した仕訳帳データを、総勘定元帳及び合計残高試算表に展開する。</p> <p>【改訂モデル】</p> <p>209. 総務省方式改訂モデルは、その目指す方向性は基準モデルと同様であるが、財務書類作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、当面の間、公有財産台帳や個々の複式記帳によらず既存の決算統計情報等を活用して作成することを認めているモデルである。その結果、早期の財務情報の開示と、公有財産の整備財源情報など有用な情報開示が可能となるなどの特徴がある。</p> <p>210. また、公有財産台帳や未収金・貸付金の評価情報などの段階的かつ計画的な整備により、より精緻な財務情報の作成・公表へ向けて進化することをあらかじめ意図したモデルであることに留意する必要がある。さらに、予算執行データ等をもとに仕訳を行う複式簿記の考え方の導入を図るべきである。なお、土地については、基準モデルにおける公正価値評価との間に重要な差が生じることが想定されるため、早急に土地台帳を整備し、原則として第二部：基準モデルに基づく財務書類作成要領 第4章固定資産に係る実務 4.3 開始時の実務に示された評価方法（以下、「基準モデル固定資産評価要領」という。）を参考とした評価を行うことが必要である。</p> <p>229. 総務省方式改訂モデルを出発点として財務書類を作成した場合であっても、システム等を活用し、予算執行データや固定資産取得データをもとに仕訳を行う複式簿記の考え方の導入が可能となるよう必要な検討を進めていく必要がある。</p> <p>230. 例えば、適用初年度の期首貸借対照表を改訂モデルで作成し、当該年度以降の取引については変換ソフト等を用いて複式記帳を行い、財務書類を作成することが想定される。その結果、改訂モデルを採用した場合であっても、複式簿記による財務書類の作成に移行することが可能になる。【図2】「総務省方式改訂モデル（複式簿記導入後）」参照</p> <p>231. そこで、歳入歳出の款項目節の財務会計システムのデータから総務省方式改訂モデルの雛形に対応する仕訳データへの仕訳パターンについて、総務省方式改訂モデルをスタートとして複式簿記・発生主義の考え方を採用する団体における取り組みを参考にしながら、『新地方公会計制度実務研究会報告書』をまとめるにあたって V. 地方の公会計のさらなる発展に向けて』で示された「継続的な検討と導入支援を行う組織」において検討する。</p>
--	---

※実務研究会報告書（補論2：基準モデル財務書類4表の簡便作成法の概要）

1 簡便作成法の趣旨

- 1.この簡便作成法は、行政改革推進法等が求める本旨に沿って、すべての地方公共団体が早期に複式簿記・発生主義会計へ積極的に移行できるよう、過渡的措置として、可能な限り少ない負担と短い期間で、基準モデル財務書類4表が作成できることを目的としたものである。
- 2.この簡便作成法は、基準モデルにおける財務書類作成の全作業過程のうち、最も大量のデータを扱う歳入歳出データの仕訳変換処理部分を簡略化するものであり、(本文第54段落【図5】のうち、「2. 普通会計財務書類の作成 1. 歳入歳出データによる資金仕訳」の部分)、その他の部分は、本文記載の手順に従う。
- 3.具体的には、歳入歳出予算執行データ（現金取引単式データ）を仕訳帳に展開する代わりに、「予算科目－勘定科目対応表」として集計レベルの数値で展開する。この方法では大量データ処理を伴わないことから、表計算ソフトを利用した手作業が可能である。従って、特に、コンピュータ・システム整備や作業負担への懸念等から、当面基準モデルの本格導入にまで踏み切れない地方公共団体においても、直ちに4表作成に取り組むことができ、これを通じて、今後の本格的移行への着実な基礎を築くことができる。
- 4.簡便作成法においても、次のとおり、データは正確かつ検証可能でなければならない。
 - ① 源泉とする歳入歳出予算執行データが正確であること（本文64段落参照）。
 - ② 1予算科目が複数の仕訳に分かれるものについては、それぞれの金額は内訳調査に基づいて求め、その検証が可能であること。

③ 確定した作業表及び根拠資料については、変更されないよう確実に保管すること。

5.また、上述のように簡易処理の対象となるのは、あくまで期中の現金取引データに限り、次の作業は省略することはできない。

① 公正価値に基づく固定資産台帳の整備及び開始貸借対照表の作成。

② 固定資産台帳の継続的な記帳（減価償却計算等を含む）及び歳入歳出データとの照合。

③ 歳計外現金及び非資金取引（整理仕訳を含む）にかかる資産・負債整理簿の整備及び仕訳表の作成。

④ 連結処理 等。

6.上記の条件を満たせば、本簡便作成法によって、基準モデル財務書類4表を正確に作成することができ、また一定の検証性を有する。但し、本簡便作成法では、歳入歳出にかかる明細仕訳帳データを直接保有しないため、基準モデルの勘定体系のもとで今後想定される様々な分析や応用には十分に対応できないという限界があり、あくまで暫定的・過渡的なものとして位置づけられるべきものである。

7.なお、簡便作成法であっても、初期においては、専門家の指導・検証を受けることが適当と考えられる。

2 簡便作成法による普通会計4表作成の手順概要

1.歳入データから、《付表 2-1 歳入展開表》を作成する。別表A6-1,3 と全く同じ考え方に従い、各欄に数値を入れ、縦横集計の合致を確認する。

2.歳出データから、《付表 2-2 歳出展開表》を作成する。別表A6-2,4 と全く同じ考え方に従い、各欄に数値を入れ、縦横集計の合致を確認する。

3.上記付表 2-1,2 のうち、純資産変動にかかるもの（網掛部）について、《付表 2-3 財源仕訳表（現金取引にかかるもの）》を作成する。

4.上記以外の発生主義にかかる取引については、《別表A7 非資金仕訳例》に従い仕訳帳《別表A5-1》を作成し、《別表A5-4 資産負債整理簿》に整理する。

5.上記1～4の作業表の結果を、勘定科目別・借方/貸方別に合計して、普通会計4表の所定書式に転記する。

6.作業の過程では、数値の整合性を十分にチェックすること。

※ 「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」に関するQ&A

問 63 総務省方式改訂モデルで財務書類を作成した場合、固定資産台帳やシステムの整備などの周辺環境が整備され、何年後かに複式簿記による財務書類の作成に移行できたとして、その時点で改めて基準モデルでの開始貸借対照表の作成や資産の評価を必要としないのか。

答 1 今回の公会計モデルの活用にあたり、最終的に基準モデルでの財務書類作成を求めているわけではなく、固定資産台帳の整備及び複式簿記システムを導入し、総務省方式改訂モデルの財務書類を継続的に作成することでも問題はない。また、台帳整備と複式簿記システムの導入を行うことが、基準モデルへの移行を意味することではないことにも留意が必要である。

2 なお、総務省方式改訂モデルにおいて、売却可能資産から段階的に固定資産台帳の整備と資産評価を行う場合には、基準モデルにおける固定資産評価要領を参考とした評価を行うこととしているため、仮に改訂モデルから基準モデルに移行する場合であっても、全ての固定資産の評価が終了した年度の固定資産台帳に基づき貸借対照表を作成することができる。

○課題・論点

・複式簿記の取扱いについて、「中間とりまとめ」や実務の実施可能性を踏まえ、どの程度のもの（日々仕訳、期末一括仕訳等）とするか。

○論点整理の考え方

- ・複式簿記を導入する意義としては、「中間とりまとめ」を踏まえると、下記の2点が考えられる。
 - ①帳簿体系を維持し、貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与すること
 - ②取引ごとに仕訳を行うことで、事業別・施設別等より細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となることしたがって、①及び②の意義を達成できるような方法が望ましい。
- ・現行では、複式簿記の程度に関しては、下記の3パターンがある。
 - (A)日々仕訳（東京都や大阪府等が導入）
 - (B)期末一括仕訳（伝票単位ごとに変換、基準モデルの標準的な取扱い）
 - (C)期末一括仕訳（予算科目単位ごとに変換、基準モデルの簡便作成法※）※「実務研究会報告書」の54～56段落及び補論2参照
- ・上記の考え方の下では、(A)日々仕訳が望ましいと考えられるが、職員の事務負担やシステムの導入経費等の課題がある。
- ・また、(C)期末一括仕訳（簡便作成法）については、「実務研究会報告書」の補論2にも記載があるとおり、基準モデルにおいても暫定的・過渡的なものとして位置付けられている中、事業別等での分析や応用に十分に対応しておらず、必ずしも①及び②を達成していないといった課題がある。
- ・こうしたことを踏まえると、複式簿記の程度としては、(A)日々仕訳が望ましいが、実務の実施可能性（事務負担や経費負担等）を踏まえ、①が満たされ、②にも資するものであれば、期末一括仕訳も可能としてはどうか。

○整理の方向性

- ・複式簿記を導入する意義としては、下記の①及び②がある。
 - ①帳簿体系を維持し、貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与すること
 - ②事業別・施設別等より細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となること
- ・複式簿記の程度としては、日々仕訳を行う方式が望ましいが、事務負担や経費負担等を踏まえ、上記の①が満たされ、②にも資するものであれば、期末に一括して仕訳を生成する方法も可能とする。

○留意点

- ・特になし。

複式簿記の程度の比較

番号	項目	(A) 日々仕訳	(B) 期末一括仕訳 (伝票単位ごと)	(C) 期末一括仕訳 (簡便作成法)
1	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システムにおいて、官庁会計の伝票入力に係る同一画面で、複式情報をあらかじめ絞り込まれた選択肢(勘定科目変換プログラムを事前設定)から選び変換される仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システムに入力した官庁会計の伝票データを伝票単位ごとに出だし、公会計システムに一括して取り込み、変換される仕組み(勘定科目変換プログラムに基づき複式仕訳を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には(B)と同様な仕組みであるが、原則として官庁会計の伝票データをあらかじめ一定の予算科目単位ごとに集計して組替えることで、表計算ソフトを利用した簡便な処理を可能とした手法 ・基準モデルでは、(B)の暫定的・過渡的なものとしての位置付け
2	① 検証可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁会計の個々の伝票データの組替ではないため、(A)や(B)に比べると検証可能性が乏しい
3	② 事業別等での分析	<ul style="list-style-type: none"> ・可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁会計の個々の伝票データを直接保有しないため、事業別等での分析や応用には十分に対応できない
4	実務負担	<ul style="list-style-type: none"> ・会計処理を行う全ての組織(職員)で伝票作成と同時に仕訳を行う必要がある ・日々の入力負荷は上がる 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政課等の一部の組織での処理が可能 ・期末後の処理時に作業負担が集中する 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政課等の一部の組織での処理が可能 ・期末後の処理時に作業負担が集中する
5	コスト負担	<ul style="list-style-type: none"> ・同一システムでのオンライン処理が主となるため、一定のシステムの導入経費負担がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システムとは別のソフトウェアでの対応が可能であるが、経費負担がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・表計算ソフトを利用した簡便な処理が可能
6	財務書類の開示時期	<ul style="list-style-type: none"> ・出納整理期間後、より早期の作成・開示が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・出納整理期間後、早期の作成・開示が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・出納整理期間後、早期の作成・開示が可能